

枚方市空家等対策協議会規約

(趣旨)

第 1 条 この規約は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に定めるもののほか、枚方市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、市長）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第 4 条 協議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例（平成 9 年枚方市条例第23号）第 6 条に規定する情報が含まれる事項に関する調査審議等を行う会議
 - (2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議
- 2 協議会は、その会議について非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。
 - 3 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第 5 条 部会に属すべき委員は、会長が指名する

- 2 第 2 条から第 4 条の規定は、部会について準用する。
- 3 枚方市空家等対策協議会条例（平成27年枚方市条例第36号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、部会の決議をもって協議会の決議とする場合は、部会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(市長を代理する者)

第 6 条 市長が不在の場合は、以下の各号に定める者がその順序により、代理するものとする。

- (1) 環境保全部担当副市長
- (2) 環境保全部担当理事
- (3) 環境保全部長

(事務局)

第 7 条 協議会の事務局は、枚方市役所環境保全部環境衛生課に置く。

(補則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成27年11月27日から施行する。